

上手な医療のかかり方で 医療費を節約しよう！

こんな場合は医療費を節約できます！



時間外受診

診療時間外だけ夜のほうが
混んでないから夜に受診しようかな。

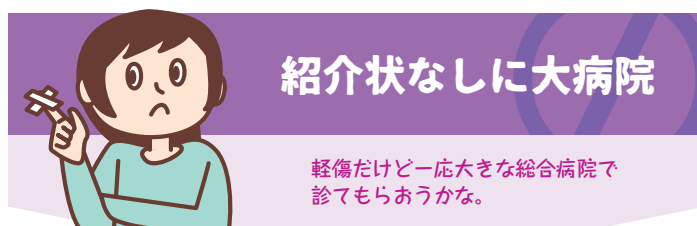
時間外受診は控えましょう！

夜間や休日は緊急性の高い重症患者や入院患者に対応する時間帯であり、この時間帯の受診は医療スタッフの負担にもなります。また、医療機関などが表示している診療時間以外に受診をした場合、時間外加算がかかり支払額が高くなってしまいます。



加算額 (3割負担の場合※)	時間帯	初診	再診
	時間外加算 (平日は概ね8時前と18時以降、 土曜日は8時前と12時以降)	+260円	+200円
	休日 (日曜・祝日・年末年始)	+750円	+570円
	深夜 (22時から翌6時)	+1,440円	+1,260円

※支払額は自己負担割合によって異なります。(歯科を除く。)



紹介状なしに大病院

軽傷だけ一応大きな総合病院で
診てもらおうかな。

大病院のまえにかかりつけ医へ！

紹介状なしで大病院を受診してしまうと、特別料金(7,000円以上)がかかるため支払う医療費が高くなってしまいます。また、本来、大病院での高度な検査や手術を必要とする人や救急医療などに支障が生じてしまいます。

かぜなどの軽い症状の場合は、まずはお近くのかかりつけ医で診てもらいましょう。

かかりつけ医をもつと、日常的な病気の診断のほか、健康管理などを継続的に診てもらうことができ、専門的な治療が必要な場合は大病院への紹介もしてもらうことができます。



先発医薬品の使用

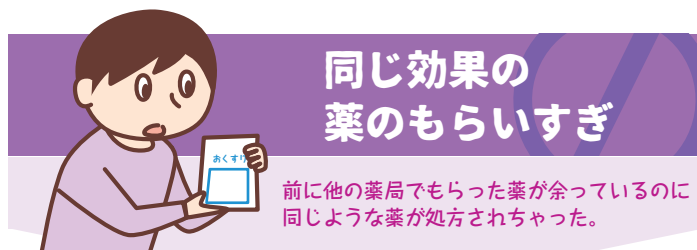
今飲んでる薬をジェネリック医薬品に
変更できるって言われたけど…

ジェネリック医薬品に切り替えよう！

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分を同量含んでおり、効果や安全性が同等と国から認められているお薬です。また、先発医薬品の特許期間が過ぎている分、開発コストが抑えられています。

つまりジェネリック医薬品に切り替えると、先発医薬品と効果や安全性が同等のまま、薬代の負担を減らすことができます*。

※現在一部のジェネリック医薬品におきまして、供給不足や欠品が生じており、切り替えを希望されても難しい場合があります。切り替えを希望される方は、医療機関や薬局とよくご相談ください。



同じ効果の 薬のもらいすぎ

前に他の薬局でもらった薬が余っているのに
同じような薬が処方されちゃった。

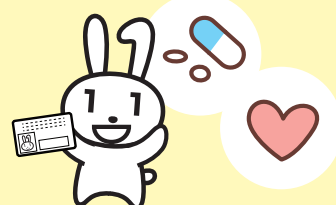
医療機関の受診はマイナ保険証で！

マイナンバーカードを健康保険証として利用すると、初めての医療機関を受診した場合でも、過去の薬剤・診療情報について、医師等と共有できます*。

そのため、過剰にお薬をもらうことがなく、その分お薬代も抑えることができます。

また、飲み合わせの悪いお薬の処方も回避できるため、よりよい医療を受けることができます。

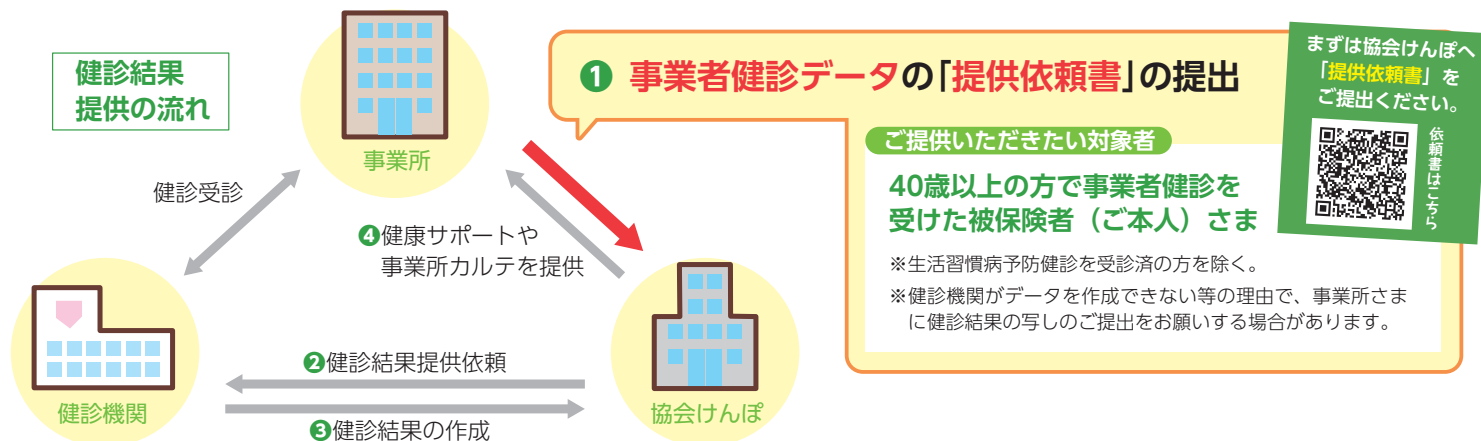
※本人が同意した場合のみ



定期健康診断(事業者健診)の結果をご提供ください

協会けんぽでは従業員の皆さまの健康の保持・増進のため、生活習慣病予防健診の受診を推進しておりますが、生活習慣病予防健診を利用せず、労働安全衛生法にもとづく定期健康診断(事業者健診)を利用されている場合は、事業者健診結果のご提供をお願いします。

！ 事業者健診結果の保険者への提供については「健康保険法」及び「高齢者の医療の確保に関する法律」によって義務付けられています。



メリット① 健康サポート(特定保健指導)が無料で受けられる！

メタボリスクの高い40歳～74歳までの方を対象に、健康管理のプロである保健師、管理栄養士による生活習慣の改善に向けたサポートを受けられます！

メリット② 「事業所カルテ」で事業所の健康課題を見える化できます！

事業所単位での健診・保健指導の実施率や、健診結果及び加入者の日常の食生活や生活習慣など事業所さまの健康状態の特徴について数値やグラフ、レーダーチャート等で見える化した資料をご希望の場合は**無料**でお送りします！

※健診受診者が10名未満の場合は、受診率の比較のみとなります。また、従業員が10名未満の場合は、事業所と同業態の平均等をお示しした「健康度カルテ(業態別)」のご提供となります。

? よくある質問

Q 個人情報だけど、協会けんぽに提供して問題ありませんか？

A ご安心ください。
法令によって義務付けられておりますので問題はございません。

お問い合わせ先

「事業者健診結果データ提供」「健康サポート」について…… 保健グループ ☎ 043-382-8313
「事業所カルテ」について…………… 企画総務グループ ☎ 043-382-8315

相手方の行為によるケガで健康保険証を使用するときは

「第三者行為による傷病届」をご提出ください

交通事故や暴力など、第三者の加害行為により負傷し、健康保険証を使用して診療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

相手がいる
交通事故
(同乗を含む)

動物に噛まれて
ケガをしたなど

けんか等の
暴力行為

なぜ協会けんぽへの届出が必要なのか？

第三者の行為により負傷した場合の治療費は、本来加害者(第三者)が負担するべきものです。健康保険証を使用して治療を受ける場合には、加害者が支払うべき治療費を協会けんぽが一時的に立て替えることになりますので、後日、加害者に対して請求します。加害者に対して、協会けんぽが負担した治療費を請求するために「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

※業務上(工作中)や通勤途中での負傷は労災保険に該当するため、健康保険を使って治療することはできません。健康保険を使用する前に、管轄の労働基準監督署へご相談ください。

お問い合わせ先 レセプトグループ ☎ 043-382-8314



全国健康保険協会 千葉支部

協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

☎ 043-382-8311 (代表)

営業時間 平日 8:30~17:15



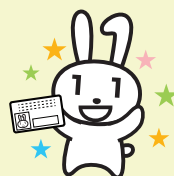
お手続きは
郵送をご利用
ください



申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます



2024年12月2日に健康保険証が廃止されます
マイナ保険証をぜひご利用ください



使ってみよう!
マイナ保険証